

## 用語集

### 【ア行】

#### ○医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など日常生活を送る上で医療的なケアを必要とする子供のことです。

### 【カ行】

#### ○家庭的保育

→ P. 90 「地域型保育事業」 参照

#### ○寡婦

母子及び父子並びに寡婦福祉法では、「配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの」と定義されています。

#### ○教育・保育の量

教育を希望する3歳から5歳までの子供の人数と、保育を必要とする0歳から5歳までの子供の人数のことです。

#### ○居宅訪問型保育

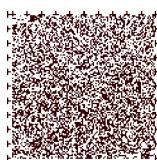
→ P. 90 「地域型保育事業」 参照

#### ○合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に生む子供の数の推計値です。ある期間（1年間）の出生状況に着目し、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したものです。

#### ○子どもの権利ノート

児童養護施設など社会的養護のもとで生活する子供に権利を伝え、権利が侵害されたときの解決方法を説明する小冊子です。



## 【サ行】

### ○里親（制度）

里親制度は、さまざまな事情で家庭での養育が困難となった子供を、温かい愛情と正しい理解を持った里親の家庭で養育する制度です。

### ○事業所内保育

→ P. 90 「地域型保育事業」 参照

### ○児童虐待

保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為をすること、またはさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」「児童の面前でDV行為を行う等、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」をいいます。

### ○児童養護施設

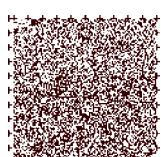
児童福祉法第41条に規定されている施設で、保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

### ○社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

### ○小規模保育

→ P. 90 「地域型保育事業」 参照



## ○小児慢性特定疾病

次の要件の全てを満たすもののうちから、厚生労働大臣が定めるものをいいます。

- ・慢性に経過する疾病であること
- ・生命を長期にわたって脅かす疾病であること
- ・症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ・長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

### <対象年齢>

18歳未満の児童（ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の者を含む。）

### <対象疾患群>

- |                        |            |             |              |
|------------------------|------------|-------------|--------------|
| (1) 悪性新生物              | (2) 慢性腎疾患  | (3) 慢性呼吸器疾患 | (4) 慢性心疾患    |
| (5) 内分泌疾患              | (6) 膜原病    | (7) 糖尿病     | (8) 先天性代謝異常  |
| (9) 血液疾患               | (10) 免疫疾患  | (11) 神経・筋疾患 | (12) 慢性消化器疾患 |
| (13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 |            |             | (14) 皮膚疾患群   |
| (15) 骨系統疾患             | (16) 脈管系疾患 |             |              |

## ○潜在保育士

保育士資格を持ちながらも保育施設に勤務していない人のことです。

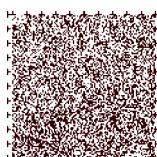
## ○専門里親

虐待された児童や非行等の問題を有する児童、及び身体障害児や知的障害児など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親です。実家庭への家庭復帰や家族再統合、自立支援を目的としており、専門的な研修を受けることが必要です。

## 【タ行】

### ○地域型保育事業

20人未満の少人数の単位で0歳から2歳の子供を預かる事業で、家庭的保育（定員5人以下）、小規模保育（定員6人～19人）、事業所内保育（会社等の保育施設で従業員の子供と地域の子供と一緒に保育）、居宅訪問型保育（保護者の自宅で1対1で保育）の4種類があります。



## 【ナ行】

### ○乳児院

児童福祉法第37条に規定されている施設で、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

### ○認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。具体的には、保護者の就労状況にかかわりなく、通い慣れた園を継続して利用できます。また、子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子供の家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

### ○妊娠性（にんようせい）

妊娠する力のことです。

## 【ハ行】

### ○発達障害

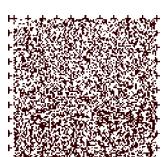
発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD／HD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

### ○ファミリーホーム

児童養護施設、里親制度と並ぶ新しい児童養護のかたちとして、平成21年4月に制度化されたもので、養育者を3人以上置いて運営することを条件として、一般の住宅で開設できるものです。

### ○母子生活支援施設

児童福祉法第38条に規定されている施設で、18歳未満の子供を養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子供と一緒に利用できる施設です。



## 【マ行】

### ○マイナポータル

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

## 【ヤ行】

### ○要保護児童

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童のことで、保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適当な児童のことです。

### ○要保護児童対策地域協議会

地方公共団体が設置する協議会で、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う協議会です。(関係機関等の例：児童相談所、保育所、民生・児童委員、教育委員会、学校、保健所、医師、警察、弁護士など)

### ○幼保連携型認定こども園

認定こども園の類型の一つで、新制度では、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となりました。

## 【ラ行】

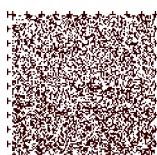
### ○レスパイト事業

障害を持つ方等を介護する家庭のご家族に代わって、一時的に介護を代行する家族支援サービスです。

## 【ワ行】

### ○ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。(内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」より)

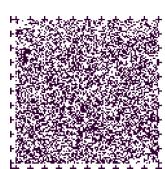


和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地

TEL 073 (441) 2492 FAX 073 (441) 2491

e-mail e0402001@pref.wakayama.lg.jp



地球環境保護のために、  
植物油インキを使用しています。